

電子定款における定款認証の意義

資料 4

定款認証制度とは

- ・定款認証制度導入(昭和13年)により設立無効の訴えのリスクが激減し、その後も制度は維持され、今日までそのメリットが享受され続けている。
- ・定款の作成、存否及び記載内容の適法等についての確実性及び明確性を確保し、これに伴う紛争と不正行為を防止するという重要な機能を果たしてきた。
- ・最低資本金規制の撤廃に伴い、発起人本人による囑託が増加し、定款自治が拡大した現行会社法の下で定款認証はより一層重要な意義を有する。

意義

定款認証制度は、定款の作成、存否及び記載内容の適法等について、**確実性及び明確性を確保し、これに伴う紛争と不正行為を防止**するという重要な機能を果たしており、**経済活動を支える法的インフラ**である。

海外の状況

ドイツ・フランス等の主要先進国においても、株式会社の原始定款については、公証人が関与(確定, 作成)している。

面前確認の意義

意義

- ・直接のやりとりを通じて、定款が作成名義人の意思に基づいて作成されたことを確実にする。
- ・このプロセスには、定款が発起人の真意に基づいて作成されていることも確認するという意義が含まれる。

公証人の義務

- ・公証人は、認証を与える場合には、当事者が相当の考慮をしたか否か等を確認する義務を負う(公証人法第26条, 公証人法施行規則第13条)。

公証人法施行規則第13条第1項

公証人は、法律行為につき証書を作成し、又は認証を与える場合に、その法律行為が有効であるかどうか、当事者が相当の考慮をしたかどうか又はその法律行為をする能力があるかどうかについて疑いがあるときは、関係人に注意をし、且つ、その者に必要な説明をさせなければならない。

電子定款について面前確認を不要とすることの問題点

電子署名を付された電子定款については面前確認を不要とする。

||

「電子文書の電子署名」と「文書(紙)の署名又は押印」に同等の法的地位(真正な成立を推定)を認めている現在の法制度上の整理を大きく変更することになる。



問題

- ・ このような変更を裏付けるに足る電子署名に対する評価が、社会において本当に確立しているのか。
- ・ 電子署名は、発起人の真意に基づいて定款が作成されていることの確認機能を代替できない。

定款認証における適法性審査の意義

現 状

- ・ 最低資本金規制の撤廃による会社設立件数の増加，定款自治の拡大により，法令に適合しない定款の原案が作成されることが増大している。



公証人による対応

公証人は，定款認証業務の一環として，法令違反の記載があると，単にそれを指摘するのみならず，発起人の意思に沿って適法に記載されるように助言するという，相談・助言業務を行っている。



結 果

公証人による定款認証業務を通じて，発起人の意思に沿った，適法・適切な原始定款が作成され，結果として，紛争や不正行為の防止，登記申請等の手続を速やかに行うことが可能となっている。

モデル定款に従った定款の適法性審査を不要とする ことの問題点

現 状

現行の会社法は、定款自治を広く認めており、定款作成に当たっても、会社の機関設計等について、起業者の意思を反映することができる。また、会社の目的について、こだわりを持つ起業者も多い。このような状況の中で、公証人が適法性を確認することで、設立無効の訴え等の紛争が生じるリスクが極めて低くなっている。

モデル定款による定款の定款認証を不要にすると...

問題1

定款自治の範囲が拡大された会社法の下において、事後的に紛争が生じにくく、かつ、適法性が担保される蓋然性が高くなるようなシンプルなモデル定款を用意すること自体、現実的ではない。仮にモデル定款を作成できたとしても、複数のモデル定款が必要となり、モデル定款への適合性を審査する機関がないと、設立無効の訴え等の紛争が生じるリスクが高まる。

問題2

モデル定款によっても、発起人の意思に沿って適法に記載されるように助言するという、公証人の相談・助言機能は代替できない。

公証人による定款認証の固有の役割

○ 商業登記所における審査と比較すると、公証人による定款認証には次のような固有の役割がある。

作成名義人の意思確認

公証人との直接のやりとりを通じた自認によって作成名義人の意思に基づいて定款が作成されたことを確認している。

定款全体の適法性審査

登記事項以外についても定款の記載内容について適法性を審査している。

発起人の真意の定款への反映

定款の記載内容についても、単に適法であるか否かを受動的に確認するのみならず、発起人の意思に沿って適切に記載されたものになるように助言するという、相談・助言を行っている。

まとめ

現状

最低資本金規制が撤廃され、定款自治が拡大した現行会社法の下で定款認証はより一層重要となっている。

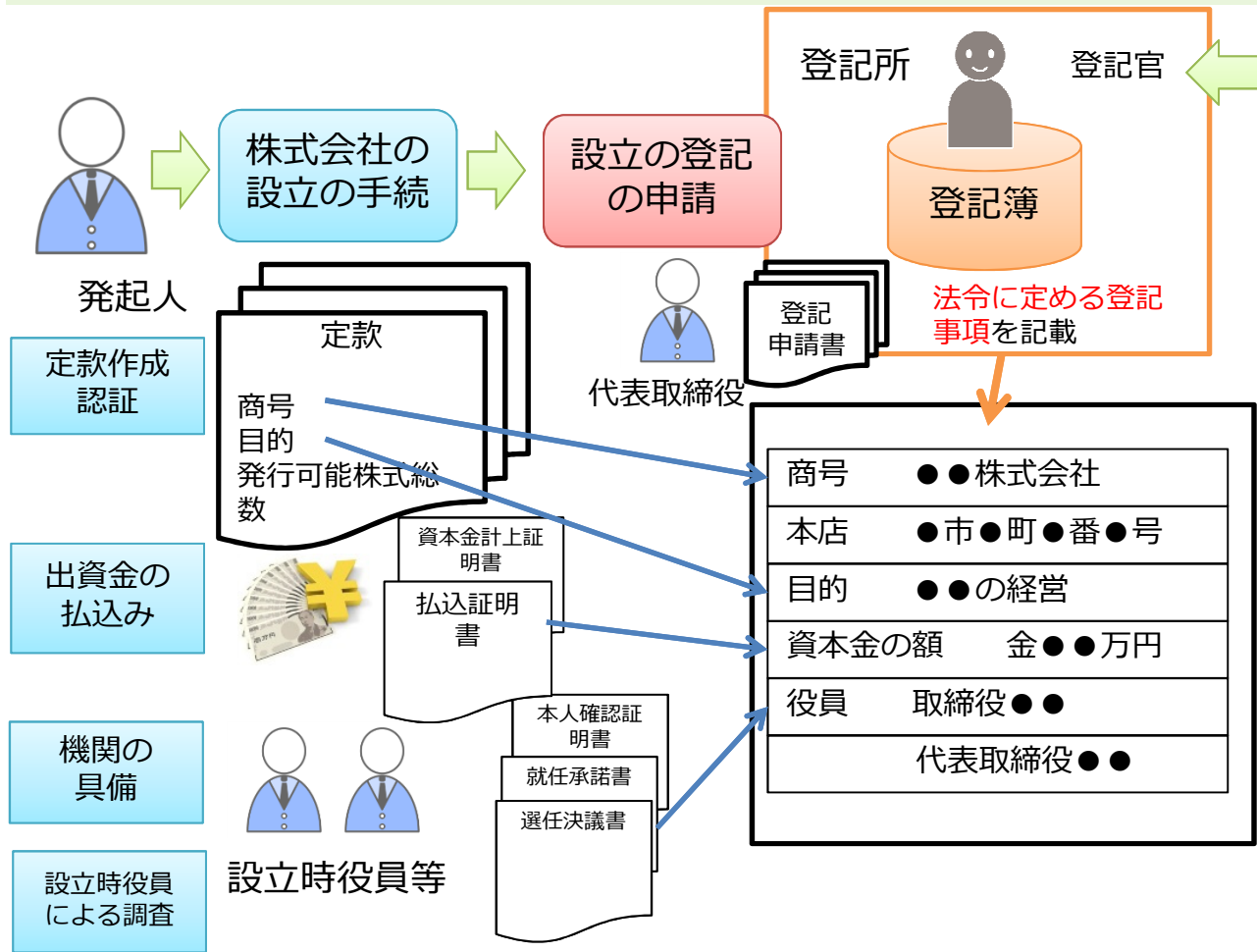
問題

電子署名やモデル定款によっても、発起人の真意に基づき、真正かつ適法・適切な定款が作成されることを確実にするという公証人による定款認証の機能を代替できない。

結論

オンライン・ワンストップの理念に照らした現行制度の改善は、公証人による定款認証が果たしている重要な意義を損なわない形で行う必要がある。

会社の設立と登記手続



登記官による審査事項の例

- 商号
使用制限（「銀行」，使用可能なローマ字等の符号等）
- 本店
定款の定め
本店所在地の決議書
- 目的
適法性・営利性・明確性
- 株式・資本
定款の定め（最低出資額，種類株式の内容等）
出資金の払込場所・払込金額
口座名義人
- 役員
定款の定め（多様な機関設計）
選任決議書等・就任承諾書
本人確認証明書（住民票等）
監査役の監査の範囲
- 登録免許税の納付
etc・・・

登記手続の流れ（※ オンライン申請では，受付と記入の多くは自動化）

○受付（順位保全） → ○調査（審査） → ○記入（登記簿への記録） → ○校合（登記の実行）

審査内容

登記官は，会社法，商業登記法等の法令等に基づき，設立の実体的・手続的適法性を調査し，申請に却下事由に該当する事項がないか審査

登記申請の処理時間の短縮化について

事務局からの見直し案

- モデル定款に則りオンラインで行われた会社設立の登記申請は受付後24時間以内に審査を完了する。
- モデル定款に則って、機械判読可能な形で申請と添付書面が全て提出されている等、一定の条件に合致する登記申請は、事前審査システムなどの開発を行い、受付後の全行程を完全自動化し、即時に審査を完了する。

法務省意見

- 定款自治を広く認める会社法の下で、モデル定款の作成は困難
- 費用対効果を踏まえつつ、可能な範囲で審査の自動化を進めるが、登記の真実性を確保するため、人間の目視による確認は必須であり、即時の審査完了は困難（例えば、資本金の額の審査は、定款、発起人の同意、預金通帳の写し等の相互チェックが不可欠）

印鑑届出制度について

商業登記法第20条第1項


登記の申請書に押印すべき者は、その印鑑を登記所に提出しなければならない。

機能

- ① 会社としての登記申請意思の確認（設立後も、目的変更・増資等の登記申請書には、登記所届出印が押印される。なお、個人の実印では会社としての意思が確認できない。）
- ② 添付書面の軽減（取締役会議事録等に登記所届出印を押印すると、取締役・監査役の個人の印鑑証明書が添付不要に。商登規61VI, VIII）
- ③ 印鑑証明書の発行（会社の取引の便宜を図る。）


印鑑のオンライン提出（PDF等）の課題

- PDF化の際に、印影が多少縮小されたり、薄くなる場合がある
- システム上、印影の同一性を確保する工夫が必要

 解像度等のスキャンに係る規格を定め、会社はこれに基づき送信する必要
利用者のニーズ、システム改修費用等を踏まえ、検討すべき課題（要省令改正）

印鑑提出を選択的にする方策の課題

- 設立に際し、登記所に印鑑を提出するか商業登記電子証明書を取得するかを選択制とした場合に、後者を選択する会社の割合の見込み
- 画一的処理が困難となり、登記の迅速化にはマイナス要素（登記事件の審査、設立後の印鑑提出者への対応、来庁者への相談対応等）
- 印鑑のオンライン提出とは別に、更なるシステム改修費用が必要

 利用者のニーズ、システム改修費用に加え、登記の迅速化への影響も踏まえつつ、慎重に検討すべき課題（要法律改正）